社会福祉法人阿賀野福祉会喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）実地研修業務委託契約書

受託者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、委託者社会福祉法人阿賀野福祉会（以下「乙」という。）とは、「喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修。以下同じ。）」のうち、実地研修の実施について、次の条項により契約を締結する。

（業務の委託）

第１条　乙は、社会福祉法人阿賀野福祉会喀痰吸引等研修事業における実地研修（以下「委託事業」という。）の実施を甲に委託し、甲は、これを受託する。

（委託事業実施施設）

第２条　この委託事業は、次の施設で行うものとする。

(1)　施設名：

(2)　指導講師氏名：　**受講回ごとの推薦一覧**

(3)　受講者氏名：　**受講回ごとの推薦一覧**

（契約期間）

第３条　この委託事業の契約期間は、この契約を締結した日から平成26年３月31日までとする。ただし、甲、乙から契約終了日2か月前までに特段の変更の申し出のない場合は、一年更新とする。

（研修内容）

第４条　甲は、「社会福祉法人阿賀野福祉会喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）実地研修実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、実地研修を行うものとする。

（実地研修事業計画書）

第５条　甲は、実地研修を開始する前に、乙に対して別紙様式１「実地研修事業計画書」を提出しなければならない。

（指導及び評価）

第６条　実地研修の指導及び評価は、要領に基づき、第２条の指導講師が行うものとする。

（遵守義務）

第７条　甲は、この契約履行にあたり知り得た身上に関する秘密は、他に洩らしてはならない。

（第三者代行の禁止）

第８条　甲は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（経費等）

第９条　この契約の締結にあたり、実地研修中の行為を対象とした損害賠償責任保険に研修受講者が加入とする。

　　ただし、実施研修施設等で、社会福祉法人阿賀野福祉会が斡旋する損害賠償保険と同等以上の損害賠償責任保険に加入し、実施施設等などで対応が可能の場合には、研修受講者の加入を必要としない。

２　実地研修に必要な消耗品等、前項に規定した賠償責任保険料以外の経費は、甲の負担とする。

（実地研修中の事故報告）

第10条　実地研修において事故が発生した場合は、速やかに医師、看護職員等に報告し、適切な処置を講ずるものとする。また、その状況を利用者の家族等に連絡を行うとともに、乙に報告するものとする。

２　甲は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

（業務報告）

第11条　甲は、委託事業が完了したときは、乙に対して別紙様式２「実地研修修了報告書」を提出しなければならない。

（契約の解除）

第12条　乙は、甲が次の各号の１つに該当すると認めたときは、直ちにこの契約を解除し、第９条により乙が既に支払った賠償責任保険料の全額若しくは一部を請求することができる。

(1)　甲の責に帰するべき事由により、第１条及び要領に規程する委託内容を履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。

(2)　甲の責に帰するべき事由により、研修の目的が達せられないとき。

(3)　甲がこの契約に違反したとき。

（疑義の解決）

第13条　この契約の各条項に定めない事項及び契約条項の解釈に疑義があるときはその都度、甲乙協議の上円満に解決するものとする。

この契約の締結を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成25年　　月　　日

　　　　 住所

**甲** 　 法人名

　　　 　代表者 　　　　　　　　　　　　　 　 印

　　　　　　　　　　　新潟県阿賀野市保田5685番地1

**乙**　　社会福祉法人阿賀野福祉会

　　　　　　　　　　　理事長　石　川　　厚　　 　印